

函館市医療・介護連携推進協議会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案	改 正 内 容
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>本市において、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者</u>が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療<u>と介護サービスを提供する</u>体制構築に係る方策等を協議するため、函館市医療・介護連携推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関する事項</p> <p>(2) 関係市町との連携に関する事項</p> <p>(3) 函館市医療・介護連携支援センターの機能の充実のために必要となる次に掲げる事項</p> <p><u>ア 地域の医療・介護の資源の把握</u></p> <p><u>イ 医療・介護関係者の情報共有の支援</u></p> <p><u>ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援</u></p> <p><u>エ 地域住民への普及啓発</u></p> <p><u>オ 医療・介護関係者の研修</u></p> <p><u>カ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築</u></p> <p>(4) その他上記に関連する事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指定する。</p> <p>(1) 地域医療にかかわる関係団体に所属する者</p> <p>(2) 介護サービス<u>および介護予防</u>サービスにかかわる関係団体に所属する者</p> <p>(3) 函館市職員</p> <p>第4条～第6条(略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民</u>が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築と多職種連携の深化のための方策等を協議するため、函館市医療・介護連携推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>地域における在宅医療、介護および障がい福祉の災害時対応を含む連携に係る</u>課題の抽出ならびに対応策の検討に関する事項</p> <p>(2) 関係市町との連携に関する事項</p> <p>(3) 函館市医療・介護連携支援センター<u>運営業務実施要綱第7条各号に規定する事業・業務に関する事項</u></p> <p><u>ア～カ 削除</u></p> <p>(4) その他前各号に関連する事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会は、委員13人以内をもって構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指定する。</p> <p>(1) 地域医療にかかわる関係団体に所属する者</p> <p>(2) 介護サービス<u>または障がい福祉</u>サービスにかかわる関係団体に所属する者</p> <p>(3) 函館市職員</p> <p>第4条～第6条(略)</p>	<p>・連携事業に加えて拠点事業とグループ診療が協議事項になることに伴う文言修正</p> <p>・3つの事業に係る事項が協議事項となるよう文言修正(第1号)</p> <p>・センター業務の根拠をセンター運営業務実施要綱第7条とし、ア～カを削除するよう修正(第3号)</p> <p>・軽微な文言修正(第4号)</p> <p>・軽微な文言修正(第1項)</p> <p>・拠点事業に係る関係者を追加するため、「介護予防」を「障がい福祉」に修正(第2項第2号)</p>

<p>(部会)</p> <p>第7条 協議会は、第2条の協議事項を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の設置および協議事項は、座長が会議に諮って定める。</p> <p>3 部会は、<u>座長が指名する委員</u>をもって構成する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4</u> 部会は、分掌した事項を協議し、その結果を協議会に報告する。</p> <p>(部会長および副部会長)</p> <p>第8条 部会に部会長<u>および副部会長各</u>1人を置く。</p> <p>2 部会長は、部会に<u>所属する委員</u>の互選により定める。</p> <p>3 <u>副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。</u></p> <p>4 部会長は、部会<u>の事務を総理し、部会を代表する。</u></p> <p>5 <u>副部会長は、部会長を補佐し、</u>部会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に<u>委員以外の者</u>の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(部会)</p> <p>第7条 協議会は、第2条の協議事項を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の設置および協議事項は、座長が会議に諮って定める。</p> <p>3 部会は、<u>次の各号に掲げる者のうち市長が指定した者(以下、「部会員」という。)</u>をもって構成する。</p> <p><u>(1) 第3条第2項第1号および第2号に規定する委員または当該委員が所属する関係団体が指名する者</u></p> <p><u>(2) その他、座長が必要と認める者</u></p> <p><u>4 部会員の任期は、第4条に規定する委員の任期に準じるものとする。</u></p> <p><u>5</u> 部会は、分掌した事項を協議し、その結果を協議会に報告する。</p> <p>(部会長および副部会長)</p> <p>第8条 部会に部会長1人を置く。</p> <p>2 部会長は、部会<u>員</u>の互選により定める。</p> <p>3 部会長は、部会<u>の事務を総理し、部会を代表する。</u></p> <p>4 部会長は、<u>必要があると認めるときは、部会員の中から副部会長1人を指名し、部会に置くことができる。</u></p> <p>5 部会長に事故があるときは、<u>副部会長が</u>その職務を代理する。<u>なお、副部会長を置かない場合は、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。</u></p> <p>6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に<u>部会員以外の者</u>の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部会員の定義が明確になるよう規定を整理 (第3項) ・部会員の任期を委員に準じるものとして規定 (第4項・新設) ・旧第4項の項ずれ (第5項) ・副部会長を「置く」から「置くことができる」とし、置かない場合は部会長があらかじめ指名する部会員が代理となるよう規定を整理 (第1～5項) ・軽微な文言修正 (第6項) ・施行日を規定
--	---	---